

千葉都市計画生産緑地地区の変更（千葉市決定）

都市計画生産緑地地区中 129号検見川町五丁目第4生産緑地地区ほか14地区を次のように変更する。

名 称		面 積	備 考	
番号	生 産 緑 地 名			
129	検見川町五丁目 第4生産緑地地区	—	廃 止	△約 0.14ha
138	稻毛町五丁目 第8生産緑地地区	約 0.42ha	一部追加	約 0.09ha
159	小中台町 第7生産緑地地区	—	廃 止	△約 0.14ha
186	宮野木町 第9生産緑地地区	約 0.07ha	一部廃止	△約 0.13ha
334	生実町 第30生産緑地地区	—	廃 止	△約 0.22ha
384-1	若松町 第1生産緑地地区 (その1)	約 0.19ha	一部廃止 変 更	△約 0.66ha 元番号384 の名称変更
384-2	若松町 第1生産緑地地区 (その2)	約 0.22ha	追 加	元番号384 から分割
401	小倉町 第2生産緑地地区	—	廃 止	△約 0.31ha
417	桜木町 第5生産緑地地区	約 0.13ha	変 更 一部廃止	△約 0.08ha △約 0.40ha
421	桜木町 第9生産緑地地区	—	廃 止	△約 0.05ha
423	貝塚町 第2生産緑地地区	—	廃 止	△約 0.34ha
464	大金沢町 第19生産緑地地区	—	廃 止	△約 0.15ha
503	誉田町一丁目 第16生産緑地地区	約 0.21ha	一部廃止	△約 0.08ha
560	小食土町 第5生産緑地地区	—	廃 止	△約 0.11ha
565	長沼町 第17生産緑地地区	—	廃 止	△約 0.14ha
			追加(増) 廃止(減)	約 0.09ha △約 2.95ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

<理由>

下記の理由により、生産緑地地区の位置、区域及び面積について変更するものである。

- 生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除され、生産緑地としての指定要件を満たさなくなったための廃止及び一部廃止。
- 既に指定されている生産緑地地区との一団化が図られ、緑地機能増進により都市環境の向上に資すると認められるための追加。
- 現地測量により生産緑地地区の区域が明確になったことから、土地所有者の申出による区域の変更。